青森県立青森第二養護学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、からかいや無視などのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童生徒もいる。いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。また、その行為により児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた深い愛情と心のかよう教育実践を通して、自己有用感を高め、自立と社会参加を目指した学校生活を送ることができるように、いじめ防止に向け、校内体制を整える必要がある。具体的には、いじめの未然防止を目途とする取組、早期発見・早期対応、いじめを認知した場合の迅速且つ適切な対応を網羅する「青森県立青森第二養護学校いじめ防止基本方針」を定める。

1　いじめの防止等の対策に関する基本理念

（1）いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が互いに理解しあい、生命や人権を尊重して、誰もがいじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行われなければならない。

（2）全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

（3）いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護・救済し、安全・安心を保障することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2　いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（1）「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせている。同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにすること。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

（2）いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を活用して行う。

（3）「一定の人的関係にある他の児童生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）な

ど、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

（4）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

（5）いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

（6）具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（7）これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

3　いじめの理解

（1）いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査では、仲間はずれや無視、陰口などの「暴力を伴わないいじめ」について、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなっているという結果が出ている。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。

（2）いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

4　いじめの防止等に関する基本的考え方

（1）いじめの防止

①　「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである」という共通認識を持ち、常に全ての児童生徒を見守っていくことが重要である。

②　学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すとともに、児童生徒に豊かな情操や道徳心を培い、児童生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、いじめ問題を自分のこととして考え、関わっていこうとする態度を身に付けさせるため、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

③　いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

④　全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが未然防止の観点から重要である。

⑤「いじめは絶対に許されない」行為であるという共通認識を持ち、その対策には学校が一体となって取り組んでいく必要がある。

（2）いじめの早期発見

①　いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

②　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

③　いじめを受けている児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える必要がある。このため、学校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、早期発見に努めるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

（3）いじめへの対処

①　いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

②　教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要があり、また、学校として組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（4）家庭や地域との連携について

①　社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えばＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用したりするなど、いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進する必要がある。

②　より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

（5）関係機関との連携について

①　いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめを行っている児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（福祉関係、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、県の私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、学校と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

② 教育相談の実施に当たっては、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校が関係機関と連携することが重要である。

5 いじめ防止の指導体制・組織的対応

（1）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

（別紙１ いじめ防止委員会の設置）

①いじめ防止委員会は学校の管理職、生徒指導主事、学部主任等で組織し、必要に応じて外部専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）や個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

②いじめ防止委員会は、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。

③適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう努める。

④ いじめ防止委員会の具体的な役割

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）

⑤ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うため、いじめ防止委員会が相談・通報の窓口であると児童生徒や保護者に周知する。

⑥ いじめ防止委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ防止委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ていじめ防止委員会に報告・相談する。加えて、いじめ防止委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

⑦ 学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

（2）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

（別紙２ いじめ対策委員会の設置）

6　いじめの未然防止

（1）学業指導の充実

・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

・児童生徒による自主的ないじめ防止活動の実施

（2）特別活動、道徳教育の充実

・学級活動・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

（3）教育相談の充実

・個別面談の実施

（4）情報教育の充実

・情報モラル教育の充実

（5）保護者・地域との連携

・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

（6）教職員の専門性の向上

・SOS の出し方研修会の実施

7　いじめの早期発見

（1）いじめの発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいのように見えたりすることもあるため、教職員は、ささいな兆候であっても、いじめの可能性を考慮し、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

（2）いじめられている児童生徒・いじめている児童生徒のサイン

別紙３

（3）教室・家庭でのサイン

別紙４

（4）相談体制の整備

・相談窓口の設置・周知

・面談の実施

（5）各種調査の実施

（6）情報の共有

・適切な記録

・報告経路の明示・報告の徹底

・職員会議等での情報共有

・要配慮児童生徒の実態把握

・進級時の引継ぎ　等

8　いじめへの対応

（1）児童生徒への対応

①いじめを受けた児童生徒への対応

事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知ら

せてきた児童生徒を徹底して守り通す。

・安全・安心を確保する。
・心のケアを図る。
・今後の対策について、共に考える。
・活動の場等を設定し、認め、励ます。
・温かい人間関係を作る。

②いじめを行っている児童生徒への対応

いじめを行った児童生徒に対しても、当該児童生徒の人格の成長を促し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題や背景を理解し、立ち直りを支援する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

・事実を確認する。
・いじめの背景や要因の理解に努める。
・いじめを受けた生徒の苦痛に気付かせる。
・今後の生き方を考えさせる。

（2）関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

・自分の問題として捉えさせる。
・望ましい人間関係づくりに努める。
・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

（3）保護者への対応

①いじめを受けた児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

・じっくりと話を聞く。
・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめを行った児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
・児童生徒や保護者の心情に配慮する。
・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

・教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。
・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

（4）関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携
・関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
・関係機関との調整
②警察との連携
・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
・犯罪等の違法行為がある場合
③福祉関係との連携
・家庭の養育に関する指導・助言
・家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握
④医療機関との連携
・精神保健に関する相談
・精神症状についての治療、指導・助言

9　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

（2）いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

１０　重大事態への対応

（1）重大事態とは

①児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

②児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
・年間の欠席が３０日程度以上の場合

・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

（２）重大事態時の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかにその旨を県教育委員会に報告する。

（３）重大事態の申立て

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

（４）調査について

調査の主体、調査組織について、県教育委員会の判断を受ける。学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の学校いじめ対策組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

①調査のあり方

・いつ、誰から行われ、どのような様態であったか。
・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
・学校・教職員がどのように対応したか等。
・事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
・同種の事態の発生を防ぐ
・再発防止に努める

②いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の調査

・いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
・調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
・いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

③いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の調査

・児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

１１　評価

（１）１年に児童生徒用を３回、教職員及び保護者用を２回程度、いじめに関するアンケート調査を実施し、その結果を取組の改善に生かす。

１２　その他

（１）インターネット上のいじめへの対応

①インターネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、

特定の児童生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為である。

②インターネット上のいじめの予防

ア　保護者への啓発及び情報提供

・フィルタリング依頼

・保護者の見守り

イ　情報教育の充実

・情報モラル教育の充実

ウ　講話等の実施

③インターネット上のいじめへの対処

ア　インターネット上のいじめの把握

・被害者からの訴え

・閲覧者からの情報

・ネットパトロールからの情報提供

イ　不当な書き込みへの対処

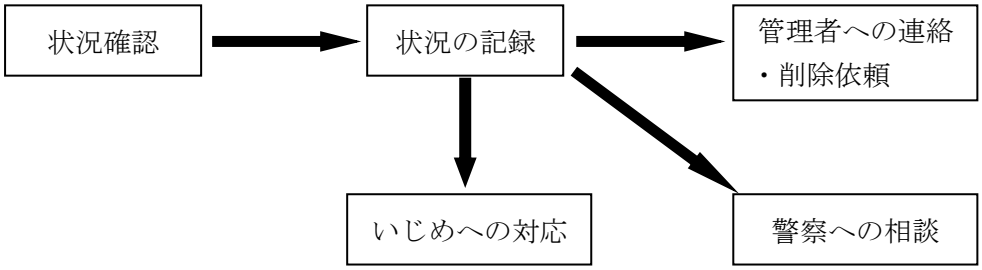

附則

この規程は、平成２６年４月１日より施行する。

１　平成２８年４月１日改正

２　平成３０年３月２３日改正

３　令和元年５月１０日改正

４　令和３年５月１８日改正

５　令和４年６月　７日改正

別紙１　　学校いじめ防止プログラム

時期 （いつ）	実施内容等 （なにを）	場面 （どこで）	対象 （だれに）	主管 （だれが）
通年	・日常の生徒観察	学習活動全般	児童生徒	教職員
	・全校朝会での発表活動	全校朝会	児童生徒	生徒会（小中委員会）
４月	・生徒指導部会	分掌	教職員	生徒指導主任
	・いじめ防止対策の説明及び啓発	参観日	保護者	ハートフルリーダー
５月	・生徒指導部会	分掌	教職員	生徒指導主任
	・保護者面談	面談	保護者	学級担任
	~~・第１回いじめ防止委員会の開催~~	~~防止委員会~~	~~教職員~~	~~飯野教頭~~
	・挨拶運動	登校時	児童生徒	生徒会（小中委員会）
６月	・いじめ防止研修会	職員研修会	教職員	ハートフルリーダー
	・生徒指導部会	分掌	教職員等	生徒指導主任
	・学校生活に関するアンケート①の実施	学習活動	児童生徒	ハートフルリーダー
	・第１回いじめ防止・対策委員会	防止・対策委員会	教職員等	飯野教頭
７月	・生徒指導部会	分掌	教職員等	生徒指導主任
	・第２回いじめ防止委員会の開催	防止委員会	教職員	ハートフルリーダー
	・SOS の出し方研修会	夏期休業中	教職員等	生徒指導主任
８月	・生徒指導部会	分掌	教職員等	生徒指導主任
	・保護者面談	家庭訪問等	保護者	学級担任
	・挨拶運動	登校時	児童生徒	生徒会（小中委員会）
	・保護者、教職員アンケート①実施	家庭、学校	保護者、教職員	飯野教頭
９月	・生徒指導部会	分掌	教職員等	生徒指導主任
	・第３回いじめ防止委員会の開催	防止委員会	教職員	飯野教頭
10 月	・生徒指導部会	分掌	教職員等	生徒指導主任
11 月	・生徒指導部会	分掌	教職員等	生徒指導主任
	・学校生活に関するアンケート②の実施	学習活動	児童生徒	ハートフルリーダー
	・保護者面談	面談	保護者	学級担任
	・第４回いじめ防止委員会の開催	防止委員会	教職員	ハートフルリーダー
	・挨拶運動	登校時	児童生徒	生徒会（小中委員会）
12 月	・生徒指導部会	分掌	教職員等	生徒指導主任
１月	・生徒指導部会	分掌	教職員等	生徒指導主任
	・保護者、教職員アンケート②実施	家庭、学校	保護者、教職員	飯野教頭
	・学校生活に関するアンケート③の実施	学習活動	児童生徒	ハートフルリーダー
	・学校評価（保護者、教職員）	職員会議	保護者、教職員	校長
２月	・生徒指導部会	分掌	教職員等	生徒指導主任
	・第５回いじめ防止委員会の開催	防止委員会	教職員	飯野教頭
	・第２回いじめ対策委員会	対策委員会	教職員等	飯野教頭
	・アンケート結果の公表	家庭	児童生徒、保護者	ハートフルリーダー
３月	・生徒指導部会	分掌	教職員等	生徒指導主任
	・いじめ防止基本方針の見直し	防止委員会	教職員等	ハートフルリーダー

別紙２　日常の指導体制（未然防止・早期発見）

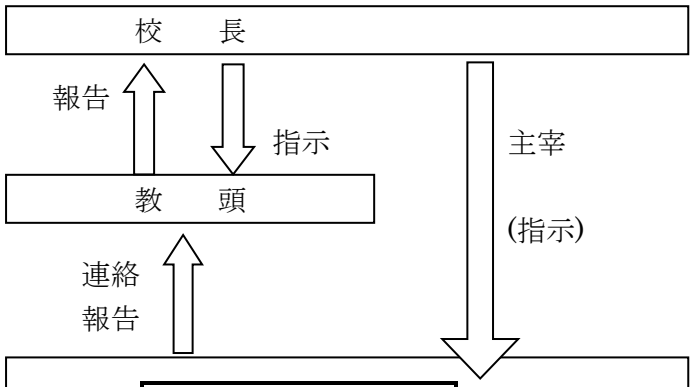

いじめ防止委員会　【定期開催】

◇構成員
　校長、教頭（２）、生徒指導主事、各学部主任

☆学校いじめ防止基本方針の見直し
☆年間指導計画の作成
☆調査結果、報告等の情報の整理・分析
☆いじめが疑われる案件の事実確認・判断
☆要配慮児童生徒への支援方針
☆相談体制の確立、相談窓口の設置
☆保護者、地域との連携

【結果報告】
県教育委員会

【緊急対応】
いじめ対策委員会

連絡・報告・支援

＜いじめの未然防止＞

各学部・学年・学級

☆計画的な指導の実施
- 学業指導の充実
- 特別活動の充実
- 道徳教育の充実
- 教育相談の充実
- 情報教育の充実

☆いじめの実態把握・早期発見

＜いじめの早期発見＞

☆情報収集
- 教員の観察による気付き
- 養護教諭からの情報
- 相談・訴え
- 各種調査の実施
- 面談の開催

☆情報共有
- 報告経路の明示、報告の徹底
- 職員会議等での情報共有
- 要配慮児童生徒の実態把握
- 進級時の引継ぎ

別紙３　緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

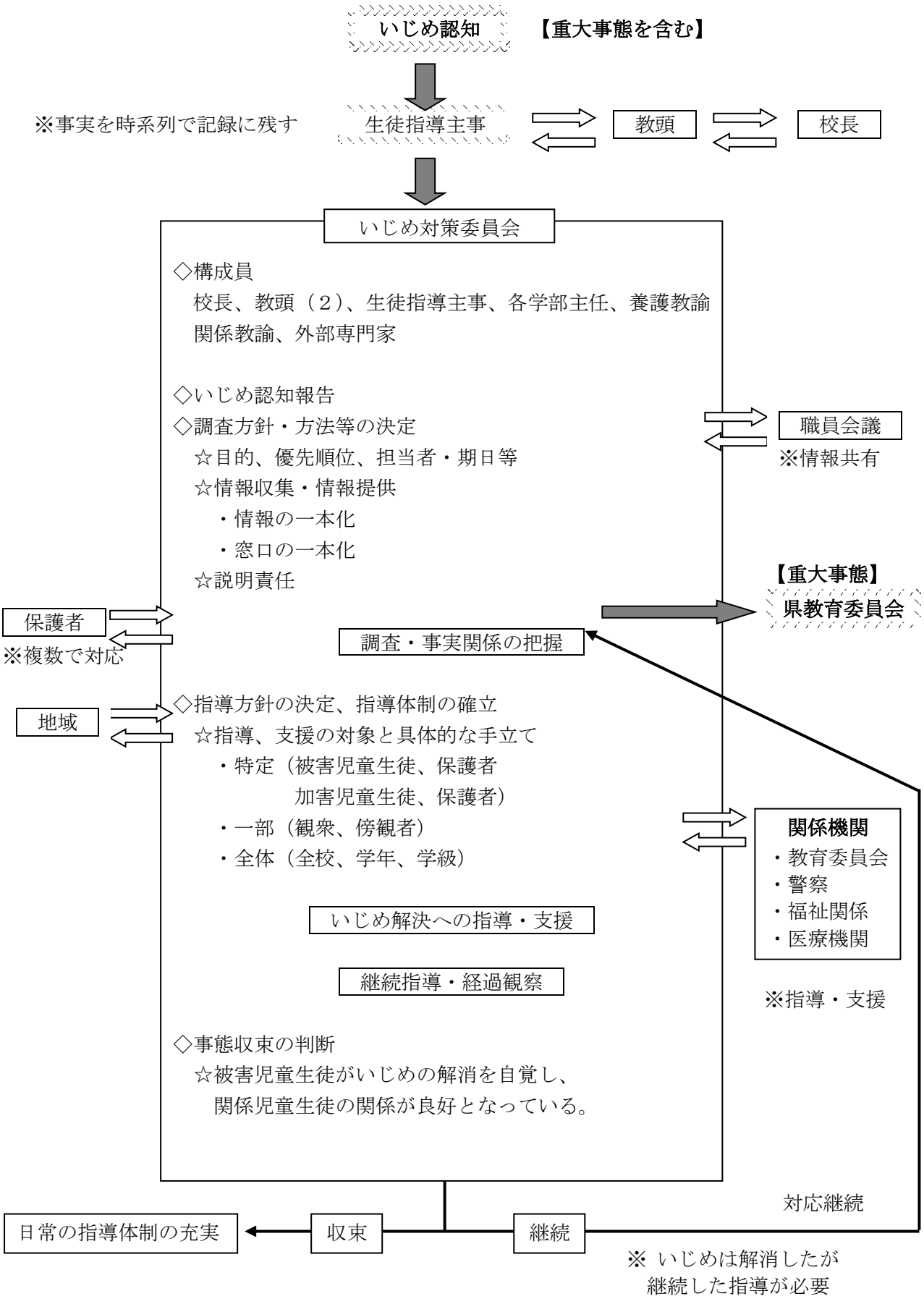

別紙４

１　いじめられている児童生徒のサイン

いじめられている児童生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場　面		サイン
登校時 朝の SHR 朝の会		遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
		教員と視線が合わず、うつむいている。
		体調不良を訴える。
		提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
		担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中		保健室・トイレに行くようになる。
		教材等の忘れ物が目立つ。
		机周りが散乱している。
		決められた座席と異なる席に着いている。
		教科書・ノートに汚れがある。
		突然個人名が出される。
休み時間等		用のない場所にいることが多い。
		ふざけ合っているが表情がさえない。
		衣服が汚れていたりしている。
		一人で清掃している。
放課後等		慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
		持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

２　いじめている児童生徒のサイン

いじめている児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
	ある児童生徒だけ、周囲が異常に気を遣っている。
	教員が近付くと、不自然に分散したりする。
	自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の児童生徒がいる。

別紙５

１　教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

	サイン
	嫌なあだ名が聞こえる。
	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
	何か起こると特定の児童生徒の名前が出る。
	筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずら、落書きがある。
	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

２　家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サイン
	学校や友人のことを話さなくなる。
	友人や学級の不平・不満を口にすることが多くなる。
	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
	遊ぶ友達が急に変わる。
	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
	登校時刻になると体調不良を訴える。
	食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。
	成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
	自転車がよくパンクする。
	家庭の品物、金銭がなくなる。
	大きな額の金銭を欲しがる。